

令和8年第2回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第39号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議第40号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第41号 別府市税条例の一部改正について
- 議第42号 別府市税特別措置条例の一部改正について
- 議第43号 別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について
- 議第44号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第45号 別府市介護保険条例の一部改正について
- 議第46号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第47号 工事請負契約の締結について
- 議第48号 工事請負契約の締結について
- 議第49号 動産の取得について
- 議第50号 動産の取得について
- 議第51号 動産の取得について
- 議第52号 動産の取得について
- 議第53号 指定管理者の指定について
- 議第54号 市長専決処分について
- 議第55号 市長専決処分について
- 議第56号 市長専決処分について
- 議第57号 市長専決処分について
- 議第58号 市長専決処分について

議第 39 号

別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定による予防接種以外の予防接種に係る費用の助成に関する事務を個人番号の独自利用事務とすることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 個人番号を利用することができる事務に、予防接種法の規定による予防接種以外の予防接種に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるものを加えます。（別表第 1 関係）

(2) 予防接種法の規定による予防接種以外の予防接種に係る費用の助成に関する事務に関し、利用する庁内で保有する特定個人情報を含めます。（別表第 2 関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 いきいき健幸部健康推進課

議第 40 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

スポーツ推進委員の報酬の額を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

スポーツ推進委員の報酬について、下記のとおり改めます。（別表関係）

(1) 改正前

年額 15,000 円

(2) 改正後

年額 15,000 円。ただし、あらかじめ市長の指定する職務を行った場合は、1 日につき 4,900 円（年間上限 24,500 円）を加算する。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第 4 1 号

別府市税条例の一部改正について

1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正をします。（第 3 4 条の 7、附則第 7 条の 4、附則第 9 条の 2 関係）
- (2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正をします。（第 3 6 条の 3 の 3 関係）
- (3) 固定資産税の免税点を改正します。（第 6 3 条関係）
- (4) 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正をします。（附則第 7 条の 4、附則第 1 9 条の 3 関係）
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正をします。（附則第 1 7 条の 2 関係）
- (6) その他所要の改正をします。

- #### 3 施行期日
- 令和 9 年 1 月 1 日。一部は、公布の日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 1 0 年 1 月 1 日又は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（公布日未定）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

- #### 4 担当課
- 総務部市民税課、資産税課

議第 4 2 号

別府市税特別措置条例の一部改正について

1 趣旨

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成 2 7 年総務省令第 7 3 号）の一部改正により、地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置の適用期限が延長されたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 固定資産税の課税免除又は不均一課税の要件となる認定事業者の認定の期限を「令和 8 年 3 月 3 1 日」から「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に延長します。（第 3 条関係）
- (2) 固定資産税の課税免除又は不均一課税の対象となる減価償却資産の範囲

を明確化します。(第3条関係)

- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 総務部資産税課

議第43号

別府市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年大分県条例第38号）の一部改正に伴い、大分県県費負担学校職員の例によることとしていた教職調整額の支給額を明記するため、条例を改正します。
- 2 議案の内容
教職調整額を給料月額の100分の4に相当する額とします。(第2条関係)
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 教育部教育政策課

議第44号

別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

- 1 趣旨
別府市立少年自然の家「おじか」を廃止することに伴い、条例を廃止します。
- 2 施行期日 公布の日
- 3 担当課 教育部社会教育課

議第45号

別府市介護保険条例の一部改正について

- 1 趣旨
介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴う令和8年度の介護保険料の特例的な減免に係る申請を不要とするため、条例を改正します。
- 2 議案の内容
令和8年度の介護保険料の特例的な減免に係る申請を不要とします。(附則第8条関係)
- 3 施行期日 公布の日
- 4 担当課 市民福祉部高齢者福祉課

議第46号

別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により、葬祭補償の額が改定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に改めます。（第18条関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 消防本部総務課

議第47号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市総合体育館空気調和設備改修工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 302,280,000円
(うち消費税及び地方消費税27,480,000円)

- (4) 契約の相手方 信和・亀川設備工業建設工事共同企業体
別府市千代町6番3号
株式会社信和
代表取締役 清家 和子
別府市亀川東町17番20号
亀川設備工業株式会社
代表取締役 河村 耕一

3 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第48号

工事請負契約の締結について

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市立少年自然の家「おじか」解体工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 334,867,764円
(うち消費税及び地方消費税30,442,524円)
- (4) 契約の相手方 浦松・三光建設工事共同企業体
別府市鶴見一丁目17番6号
株式会社浦松建設
代表取締役 平野 英太郎
別府市末広町4番5号
三光建設工業株式会社
代表取締役 北村 秀敏

3 担当課 教育部社会教育課

第49号～第52号

動産の取得について

1 趣旨

動産を買い入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

2 取得動産、契約金額、契約の相手方等

議案番号	取得動産	契約金額	契約の相手方	担当課
49	小型動力ポンプ 付積載車 4台	63,184,000円 (うち消費税及び 地方消費税 5,744,000円)	大分市長浜町二丁目2番32号 株式会社消防防災大分本店 本店長 葛城 繁利	消防本部 総務課

50	35m級伸縮水路付先端屈折式はしご付消防ポンプ自動車 1台	275,000,000円 (うち消費税及び地方消費税25,000,000円)	大分市住吉町二丁目6番34号 新日本消防設備株式会社 代表取締役 中野 裕之	消防本部 警防課
51	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(I-A型) 1台	90,530,000円 (うち消費税及び地方消費税8,230,000円)	大分市住吉町二丁目6番34号 新日本消防設備株式会社 代表取締役 中野 裕之	
52	高規格救急自動車 1台	28,446,000円 (うち消費税及び地方消費税2,586,000円)	大分市二又町三丁目3番1号 日産プリンス大分販売株式会社 営業支援部 課長 朝久野 正美	

議第53号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めます。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設

- (1) 別府市中央公民館
- (2) 別府市市民会館

3 指定管理者となる団体

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社

4 指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 担当課 教育部社会教育課

議第54号～第55号

市長専決処分について

1 趣旨

国の補正予算による地域未来交付金を活用し、新湯治・ウェルネス事業の推進に係る経費を令和7年度予算に計上し、及び令和8年度予算を減額するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 議第54号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第8号)
議第55号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第1号)

(2) 処分年月日 令和8年3月31日

- 3 担当課 観光・産業部観光課、温泉課、産業政策課、こども部こども家庭課、いきいき健幸部健康推進課、市長公室新湯治・ウェルネス推進室

議第56号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

- (1) 処分事項 令和8年別府市条例第17号
別府市税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和8年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う所要の改正をします。

イ 一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地方税法(昭和25年法律第226号)に定める参酌基準の改定に合わせて改めます。(附則第10条の2関係)

ウ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされたものであること等の一定の要件を満たすものに係る固定資産税の減額割合について、地方税法に定める参酌基準に合わせ3分の1と定めます。(附則第10条の2関係)

(4) 施行期日 令和8年4月1日

- 3 担当課 総務部市民税課、資産税課

議第57号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和8年別府市条例第18号

別府市都市計画税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和8年3月31日

(3) 主な改正内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされたものであること等の一定の要件を満たすものに係る都市計画税の減額割合について、地方税法に定める参酌基準に合わせ3分の1と定めます。（附則第7条関係）

(4) 施行期日 令和8年4月1日

3 担当課 総務部資産税課

議第58号

市長専決処分について

1 趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和8年別府市条例第19号

別府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和8年3月31日

(3) 主な改正内容

ア 基礎課税額に係る課税限度額を67万円（改正前66万円）に引き上げます。（第3条関係）

イ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円に設定します。(第3条関係)

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について、18歳未満は全額を減額し、18歳以上は「18歳以上被保険者均等割額」として100円を定めます。(第13条の4、第25条関係)

エ 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を31万円(改正前30万5千円)に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円(改正前56万円)に引き上げます。(第25条関係)

(4) 施行期日 令和8年4月1日

3 担当課 いきいき健幸部保険年金課